

協議第 18 号の 1

住民福祉関係事業の取扱いについて（再提案）

住民福祉関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 3 月 27 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

住民福祉関係事業の取扱いについて

保育時間については、送迎の時間と合わせて調整する。また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し新町において調整する。

南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとする。

乳幼児保育については南部町の例による。

新町における保育料については、国の徴収基準の 90% を目安に保育料を調整する。ひかり保育所については現行どおりとする。

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整する。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、町域全体で実施するよう新町において調整する。

高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ町域全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。

重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。

乳幼児医療費助成事業については、南部川村の例とする。老人医療費助成については、南部町の例とする。

ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。

精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により重度心身障害者等医療費助成事業に一元化する。

特別医療費助成事業については、南部町の例による。但し、入院時の食事負担は対象外とする。

妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、新町において次世代育成支援対策として検討する。

平成 年 月 日確認